

「マネジメントシステム認証ガイド（認証の移転）」の改定のお知らせ

「マネジメントシステム認証ガイド（認証の移転）」を下記の通り改定しましたのでお知らせします。

記

1. 対象文書

G00011 マネジメントシステム認証ガイド（認証の移転）

2. 版及び改定年月日

版：R18

改定年月日：2025 年 3 月 31 日

3. 改定内容及び改定理由の概要

(1) SJAC9104-1 Resolution Log No.166 により、AQMS 認証移転で、12 ヶ月以内に有効期限が満了する場合に第 1 段階および第 2 段階審査を実施する要求がなくなったための改定

・ 以下項目の削除

2.1.3.2 2 段階審査方式の場合（P. 7）

(2) 以下の不要項目の削除（SJAC 9101E は、現在非適用の旧規格のため）

2.1.2 AQMS 認証の移転に伴う特別審査の審査項目（SJAC 9101E 適用）（P. 5）

マネジメントシステム認証ガイド (認証の移転)

公益財団法人 防衛基盤整備協会
システム審査センター

<目 次>

第1章 総 則	3
1. 1 ガイドの目的	3
1. 2 用語の定義	3
第2章 マネジメントシステムのレビュー又は審査	4
2. 0 認証移転対象	4
2. 1 レビュー又は審査項目	5
2. 2 事前協議	7
2. 3 認証移転申請	7
2. 4 マネジメントシステムマニュアルの提出	8
2. 5 移転レビュー又は審査	8
2. 6 特別の審査	9
2. 7 不適合の取扱い	9
2. 8 審査報告書の作成	10
2. 9 認証移転可否の判定及び通知	10
2. 10 初回審査又は再認証審査を必要とする場合	10
2. 11 認証書の発行	10
2. 12 審査費用の請求と納付	11
2. 13 審査報告書の取扱い	11
2. 14 I A Q G - O A S I S への登録 (JIS Q 9100認証の場合)	11
第3章 認定シンボル等及び認証書の取扱い	12
3. 1 認定シンボル等の使用	12
3. 2 認証書の取扱い	12
第4章 認証の一時停止及び取消し等	12
4. 1 認証の一時停止	12
4. 2 認証の取消し	13
4. 3 認証書の返却	13
第5章 審査に対する権利と義務	13
5. 1 審査に対する協力義務	13
5. 2 苦情の記録の閲覧	13
第6章 異議及び苦情の申立て	14
6. 1 異議申立て	14
6. 2 苦情申立て	14
第7章 認証移転後の認証の維持	15
7. 1 認証の維持	15

第1章 総 則

1. 1 ガイドの目的

このガイドは、公益財団法人 防衛基盤整備協会 システム審査センター（以下「BSK」という。）以外の認証機関が発行した現在有効な顧客の次のマネジメントシステム認証書について、認証の移転をするために必要なレビューまたは審査の手順及び遵守すべき事項について規定したものです。

品質マネジメントシステム認証書

航空宇宙品質マネジメントシステム認証書

環境マネジメントシステム認証書

情報セキュリティマネジメントシステム認証書

1. 2 用語の定義

このガイドで使用する用語の定義は、JIS Q 9000「品質マネジメントシステム—基本及び用語」、JIS Q 17000「適合性評価—用語及び一般原則」によるほか、次によります。

(1) 被認証組織

マネジメントシステムが認証された組織

備考：顧客は、JIS Q 9000 3.3.1でいう 組織（organization）と同義語である。本ガイドでは、認証機関から見た「認証提供の依頼者」及び「被認証組織」を顧客と表現します。

(2) 公平性

客観性が実在し、かつ、そのように認識されていること。

(3) 訪問によるレビューまたは審査

SJAC9104-1適用後の航空宇宙品質マネジメントシステムに関わる認証移転の場合は「審査」、それ以外は「レビュー」という。

(4) 移転レビュー

認証文書を発行する前に、移転される認証の妥当性を確認するため、IAF MD2の要求事項への適合を確認することを目的として、組織への訪問を実施して行うレビューである。

JIS Q 9001、JIS Q 14001及びJIS Q 27001の認証移転が対象である。

(5) 移転レビューに伴う特別審査

移転レビューの後でも、現在の認証又は以前保有されていた認証の適切性について疑いが引続き存在する場合、特定された問題のある領域に集中して行う審査である。

(6) AQMS認証の移転に伴う特別審査

認証文書を発行する前に、移転される認証の妥当性を確認するため、JIS Q 9100 (AQMS) 認証の移転に関して、IAF MD2のすべてと、SJAC9104-1の追加要求事項への適合を確認することを目的として、航空宇宙産業経験審査員（AEA）が組織への訪問を実施して行う（現地での）特

別審査である。

今後12ヵ月以内に有効期限が満了しない認証の移転では、1段階審査方式を適用し、今後12ヵ月以内に有効期限が満了する認証の移転には、第1段階審査と第2段階審査の2段階審査方式を適用する。

第2章 マネジメントシステムのレビュー又は審査

2.0 認証移転対象

国際認定機関フォーラム(International Accreditation Forum, Inc.:IAF)多国間相互承認協定(Multilateral Recognition Arrangement:MLA)グループに属する認定機関により認定されている認証機関が発行した認証書のみが認証移転の対象です。BSKは、適用規格がJIS Q 9001又はJIS Q 9100、JIS Q 14001及びJIS Q 27001であって、IAF MLA加盟の認定機関の認定を受けた認証機関が発行した認証書を対象とします。ただし、次の場合は、認証移転の対象とはなりません。

- (1) 対象となる認証範囲の産業分類が、JAB又はISMS-ACから認定されているBSKの認定範囲外である場合。
- (2) 対象となる認証書に記載されている有効期限が切れてしまっている場合
- (3) 認証移転の対象となる認証書が発行元認証機関から一時停止されている、又は一時停止の危機にあることが分かっている認証の場合。
- (4) 認証移転の対象となる認証書の発行元認証機関が実施した初回認証審査又は最後に実施した再認証審査の審査報告書(写し)及びその後のサーベイランス報告書(写し)が入手できない場合、又はサーベイランス審査が遅滞している場合。サーベイランス審査で不適合の是正処置が発行元認証機関により計画容認されている場合、完結していない不適合の是正処置の完了確認を移転前に完了させる必要があります。現実的であれば移転前の発行元認証機関と共にBSKが完結するか、若しくは移転前にBSKが完結することで認証移転が可能となります。
- (5) SJAC 9104-1移行後のJIS Q 9100の認証移転については、既存の認証書の発行元認証機関が、是正処置のクローズと容認を待っている文書化された不適合がある場合。但し、発行元認証機関が、その活動を停止する又は是正処置を完了できない場合は、受入側認証機関であるBSKが、認証書発行の前に是正処置の完了確認を行った上で認証移転できます。
発行元認証機関が、その活動を停止する又は是正処置を完了できない場合に、組織が是正処置をクローズしていない場合は移転できません。
- (6) 発行元認証機関の状況等により、認証書の有効性に関して疑義がある場合。

注1. 有効期限は切れていないが、有効期限が間近に迫っていて、認証移転の完了(判定委員会での決定)までの期間に有効期限が切れてしまう恐れがある場合には、組織が認証書を発行した認証機関で再認証審査を受けて認証書を更新した後に、認証移転することが必要になります。

注2. 上記(2)～(4)に該当する組織がBSKの認証を希望する場合には、新規申請組織として取り扱い、初回審査を実施することが必要である。

(5)の場合、是正処置のクローズが確認できることが認証移転手続き開始の条件となる。

注3. JIS Q 9100のSJAC9104-1適用時の要求事項

今後12か月以内に有効期限が満了する認証の移転には、第1段階審査と第2段階審査を実施します。

組織が以下の状態にある場合、BSKは認証移転を行うかどうかを検討します。

- ・ 認証業務を中止した、又は認定が失効、一時停止若しくは取り消された認証機関によって授与された認証の場合。

2. 1 レビュー又は審査項目

BSKは、以下のマネジメントシステム—要求事項に基づく顧客のマネジメントシステムについて、調査書及び顧客への訪問により、次の項目について、レビューまたは審査を行います。

マネジメントシステム—要求事項

- ・ JIS Q 9001 : 2008 品質マネジメントシステム—要求事項
- ・ JIS Q 9001 : 2015 品質マネジメントシステム—要求事項
- ・ JIS Q 9100 : 2009 品質マネジメントシステム—航空宇宙—要求事項
- ・ JIS Q 9100 : 2016 品質マネジメントシステム—航空宇宙—要求事項
- ・ JIS Q 14001 : 2004 環境マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引き
- ・ JIS Q 14001 : 2015 環境マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引き
- ・ JIS Q 27001 : 2014 情報技術—セキュリティ技術—セキュリティマネジメントシステム—要求事項

2. 1. 1 移転レビューのレビュー項目

- (1) 当該組織の活動が、認証登録可能範囲であること及びJABから認定されているBSKの産業分類に属していることの確認。
- (2) 認証移転を希望する理由の確認。
- (3) 申請書に記載された認証書について、現物の確認。
(信憑性、有効期間の観点から)
- (4) 産業分類と認定範囲の記述内容の妥当性の確認。
(マネジメントシステム認証によってカバーされる活動の範囲の観点から)
- (5) 直近の初回審査又は再認証審査の報告書、その後のサーベイランス報告書、及びこれらの審査で指摘された未完結の不適合についての検討。
- (6) 組織が受けた苦情及び取った処置の確認。
- (7) 認証周期における現在の段階についての確認。
- (8) 法令順守の観点で、当該組織の規制当局との何らかの現状の取り決め

2. 1. 2 AQMS認証の移転に伴う特別審査の審査項目 (SJAC 9101E適用) (削除)

2. 1. 2. 1 1段階審査方式の場合 (削除)

2. 1. 2. 2 2段階審査方式の場合 (削除)

2. 1. 3 AQMS認証の移転に伴う特別審査の審査項目 (SJAC 9101F適用)

2. 1. 3. 1 1段階審査方式の場合

- 1) 2. 1. 1 項の(1)～(8)全て
- 2) 以下の(1)、(2)及び(3) a)～m-2)の追加事項

(1) SJAC9104シリーズの業界による監視制度 (ICOP) スキームの下で有効な認定を受けた認証機関によって発行された有効な認証の確認

(2. 1. 1 項(3)の信憑性の観点として実施)

(2) SJAC 9101F 様式 1 対応の以下の組織の基本情報の確認

- a) 事業分野毎の組織の収入、従業員数、組織の勤務形態
- b) 現在の/潜在的な航空、宇宙及び防衛分野の主要顧客のリスト
- c) 要求事項の確認
- d) 主要顧客に対するパフォーマンス
- e) 組織承認 (顧客/法規制当局)
- f) 航空、宇宙及び防衛分野の顧客及び法規制当局による追加の要求事項
- g) その他の情報 (概要説明でのコメントを含む、組織から得た特定の情報)

(3) SJAC 9101F 4.2.1 関連の認証移転の審査項目の確認

a)～m-2)のうち必要な項目を審査する。

a) 組織のプロセスの順序及び相互作用

b) 特殊工程を含む、製品及びサービス並びにプロセスの致命度

c) QMS, 製品, サービス及びプロセス成熟度に関するリスク

(例えば、新製品又はサービスの導入、新しいプロセスの機器又は施設)

d) 製品に関連する安全性の問題

(例えば、耐空性の問題、顧客及び/又は当局への報告)

e) 内部監査の結果

f) 前回の審査所見(例えば、認証機関、顧客、監督官庁)

g) 品質及び納期どおりの引渡しに関するパフォーマンスの測定指標及び傾向[例えば、キーパフォーマンス指標(KPI)、スコアカード、ダッシュボード]

h) 前回のマネジメントレビューの結果

i) 顧客要求事項 (顧客固有の品質マネジメントシステム要求事項を含む)

j) 法令・規制要求事項 (法令・規制上の品質マネジメントシステム要求事項を含む)

k) 顧客満足及びパフォーマンスデータ

l) 認証構造[すなわち、シングルサイト、マルチプルサイト、キャンパス、セベラルサイト
コンプレックス組織]

m-1) 組織の品質マネジメントシステムの適用範囲及び複雑さ

m-2) 組織に対する変更点 (例えば、組織の体制、施設、事業戦略、プロセス、技術、新規
の航空、宇宙及び防衛分野の顧客からの要求事項のレビュー)

2. 1. 3. 2 2段階審査方式の場合（削除）

2. 2 事前協議

- (1) 認証移転を希望する顧客とBSKは、移転の可能性（BSKは、対象とする認証書の認証範囲に該当する経済活動分類をJAB又はISMS-ACから認定されているか、また、顧客に対しては、認証書が有効なものであるか）について事前に調整し、双方で受入可能性について協議します。
また、レビューの内容について必要な説明並びに申請に関する情報提供を行います。
- (2) BSKは、顧客から要望があれば事前協議に基づき、認証の移転に係わる費用の概算見積書を提示します。ただし、概算見積書を提示できない事由がある場合は、その旨顧客に通知します。

2. 3 認証移転申請

- (1) BSKは、事前協議を行った後、認証の移転申請に必要な次の資料（以下「申請資料」という）を顧客に送付いたします。
 - ア 認証移転申請書
 - イ 該当する認証ガイド
 - ウ 認証合意書（2通）
 - エ 「認証申請事前調査票」（F-P090201-08～10）
注）「認証申請事前調査票」に記載されている関連資料（添付資料）を含みます。
 - オ JIS Q 9100(AQMS)の場合、以下の様式
 - ・ F-P090201-51～54（SJAC 9101E適用）
 - ・ F-P090201-61～64（SJAC 9101F適用）
- (2) 顧客は、送付を受けた認証合意書及び認証ガイドの内容について確認し、同意のうえ、認証移転申請書及び認証合意書（2通）に申請責任者の記名・押印をしてBSKに返送していただきます。同時に以下の資料を送付いただきます。
 - ア 有効な認証書（写し）
注）付属書等を含めた認証書1式。尚、認証機関によっては、MS毎に複数の認証書の付属書を発行している場合があるので、移転しようとする認証書（付属書を含む）に該当する全ての認証文書であることが必要です。
 - イ 審査に関連する組織の情報を示す資料
 - ・ 組合せ型審査申請書（F-P090201-30）（必要な場合） QMS, AQMS, EMS, ISMS共通
 - ・ 組織の基本情報（F-P090201-51A、61A） AQMS
 - ・ 審査に必要な情報（1）（F-P090201-52A、62A） AQMS
 - ・ 審査に必要な情報（2）（F-P090201-53A、63A） AQMS
 - ・ プロセス／担当部署対応表（F-P090201-54A、64A） AQMS
 - ウ 審査報告書（写し）
注）上記アの移転する認証書の発行元認証機関が実施した初回審査、又は最後に実施した再認証審査の報告書（写し）、その後のサーベイランス審査報告書（写し）。特に、発行元認証機関が、不適合を計画容認している場合は、是正処置の完了を当該認証機関が確認し容認したことを示す、例えば是正処置完了報告書などに類する資料の有無を確認し、有ればそれらを含めてください。

また、認証移転申請書と、上記イの組織の情報については、電子データをメールにてBSKへご送付下さい。

- (3) BSKは、顧客から送付を受けた申請資料に基づき、認証移転審査に関する費用の見積りを行い、見積書及び認証合意書（1通）を顧客に送付いたします。
- (5) 認証業務の契約は、顧客から送付を受けた認証合意書2通にBSKが記名・押印した段階で成立します。
- (6) 前(3)の見積書及び認証合意書（1通）の送付に併せて申請料の請求をさせていただきます。
- (7) BSKは、申請資料の内容について認証移転に必要な包括的なレビュー（申請のレビュー）を行います。このレビューの中で、顧客の審査実施状況等について発行元認証機関と連絡をとります。このようなレビューにおいて、顧客に問合せ・調整が必要になりましたら連絡しますので対応をお願いします。

2. 4 マネジメントシステムマニュアルの提出

顧客は、既に確立し、文書化し、実施されている適用規格に適合する次のマネジメントシステムマニュアルを訪問レビューの2週間前までに送付していただきます。

品質マネジメントシステムマニュアル（以下「品質マニュアル」という。）

航空宇宙品質マネジメントシステムマニュアル（以下「品質マニュアル」という。）

環境マネジメントシステムマニュアル（以下「環境マニュアル」という。）

情報セキュリティマネジメントシステムマニュアル（以下「ISMSマニュアル」という。）

2. 5 移転レビュー又は審査

2. 5. 1 文書のレビュー

提出された申請書及び品質マニュアルについて、認証の移転に支障がないか、適用規格、認証の範囲、適用サイト等について文書のレビューをします。

2. 5. 2 事前調整

- (1) 訪問レビューをスムーズに行うために、チームリーダーが必要に応じ顧客を訪問又は顧客がBSKへ来訪していただき、レビューに必要な審査報告書及びレビュースケジュールなどの細部を調整のうえ、準備をお願いします。
- (2) 前(1)の打合わせ結果に基づき訪問レビュー又は審査を準備します。

2. 5. 3 訪問によるレビュー又は審査

- (1) レビュー又は審査は、あらかじめ依頼した審査報告書、不適合処理状況及び関連する資料の提出を求め検討します。検討書類としては、関連文書及びチェックリストなども含まれます。
- (2) 完了していない不適合又は潜在的な問題がある場合は、顧客と協議いたします。
- (3) BSKは、レビュー又は審査の途中において、良好な結果が最終的に得られないと判断した場合は、速やかにその旨を顧客に通知します。
この場合には、顧客と協議のうえで、別途、特定の問題のある部門/規格条項に集中した審査を

行うか、初回審査又は再認証審査を行うかを報告書として顧客に通知します。BSKは、その時点までの審査に要した経費を申し受けます。

- (4) 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項（JIS Q 9100）に基づく審査については次の事項を実施します。

ア 2段階審査方式の第1段階審査の場合、懸念領域を含む第1段階審査報告書の様式記入をする時間を、「SJAC9101様式 記入」時間として通常1.0Hr（最小0.5Hr）を審査計画書で明確にします。組織の同意を得て、1.0Hr以上を設定する場合があります。「SJAC9101様式 記入」時間は、現地審査工数には含まれず、計画・報告工数の一部と位置付けられます。

1段階審査方式の審査の場合及び2段階審査方式の第2段階審査の場合、審査計画書設定にあたりSJAC9101様式の記入時間を、審査チーム・ミーティング（審査のまとめの）後、プリ・クロージング・ミーティング、クロージング・ミーティング前に、「SJAC9101様式 記入」時間として通常1.0Hr（最小0.5Hr）を審査計画書で明確にします。組織の同意を得て、1.0Hr以上を設定する場合があります。「SJAC9101様式 記入」時間は、現地審査工数には含まれず、計画・報告工数の一部と位置付けられます。

イ 2段階審査方式の第1段階審査の場合、懸念領域を組織に提示するため、また、1段階審査方式の審査の場合及び2段階審査方式の第2段階審査の場合、不適合報告書（NCR）及び該当する場合関連するプロセスの有効性評価報告書（PEAR）を組織に提示するため、審査計画書に従って、審査チーム・ミーティング（審査のまとめの）後、プリ・クロージング・ミーティング、クロージング・ミーティング前に、「SJAC9101様式 記入」時間を使ってこれらの様式を記入し、最終会議の場で提示します。

2. 6 特別の審査

過去の審査報告書の検討の結果、潜在的な問題、特定の部門あるいは要求事項の内ある特定の項目に問題がある場合、問題のある領域に集中した審査を行い、問題点を是正することにより登録の適切性についての疑いを排除するため、1～2人・日の審査を行うことがあります。

2. 7 不適合の取扱い

2. 7. 1 発行元認証機関から指摘された未完結不適合

- (1) 発行元認証機関から指摘された不適合のうち、未完結のものがある場合は、すべての是正処置の完了を確認するまで認証の移転をすることはできません。

完結していない不適合については、移転の前に発行元認証機関とともに、完結してください。発行元認証機関とともに、完結できない正当な理由がある場合は、顧客の処置結果をBSKが確認します。

未完結の不適合については、発行元認証機関から指摘された不適合通知書に、顧客の管理責任者の署名及び是正処置完了予定日を記入していただき、期日までに是正処置を完了のうえ、回答していただきます。（回答は原則として30日以内とします。）

- (2) AQMS認証の移転に伴う特別審査の場合、発行元認証機関から指摘された不適合のうち、未完結のものがあり、発行元認証機関がその活動を停止する又は是正処置を完了することができない場合、BSKは、組織が実施した是正処置のクローズ状況を確認します。

2. 7. 2 BSK指摘の不適合

- (1) 移転レビューに伴う特別審査又はAQMS認証の移転に伴う特別審査で不適合を検出した場合は、是正処置要求書（CAR）又は不適合報告書（NCR）を発行します。不適合の取扱いは、GQA00001 品質・航空宇宙品質マネジメントシステム認証ガイドによります。
- (2) すべての不適合について、是正処置が正しく実施されていることの確認が終了しなければ認証書の発行はできません。
- (3) AQMS認証の移転に伴う特別審査については、上記に追加して以下の通りとします。
- a) すべての軽微な不適合と重大な不適合の封じ込めと修正が完了してその結果が満足できるものであり、根本原因の分析が完了し、是正処置が実施され、是正内容が容認でき、検証が完了するまでは、認証書を発行しません。尚、不適合の完了が審査終了日より起算して90日を超えた場合は、既存の認証書の移転を認めません。
- b) BSKによる是正処置のレビューと検証は、（航空宇宙品質マネジメントシステムAQMSの文書化に関連する是正処置を除き）現地で実施します。

2. 8 審査報告書の作成

審査チームは、是正処置の回答の妥当性を確認後、直ちに認証移転レビュー報告書又は認証移転審査報告書（以下「審査報告書」という。）を作成し、BSKのマネジメントシステム判定委員会に報告します。

2. 9 認証移転可否の判定及び通知

- (1) 認証移転可否の判定は、審査報告書に基づきBSKのマネジメントシステム判定委員会において行われます。
- (2) 判定結果は、判定委員会終了後速やかに顧客に文書で通知します。その後、審査報告書を顧客に送付いたします。

2. 10 初回審査又は再認証審査を必要とする場合

- (1) 過去の審査報告書を検討した結果、多くの項目に登録の適切性に疑問がある場合は、認証サイクルにおける現在の段階に応じた、初回審査又は再認証審査が必要であることを報告書に記載します。記載にあたり事前に顧客に対し状況を説明いたします。
- (2) 初回審査又は再認証審査を実施する場合は、新たな顧客として別途申請をいただき処置することになります。

2. 11 認証書の発行

- (1) BSKは、判定委員会において「認証移転可」と判定された場合、BSKの登録簿（認証リスト）に登録します。また、顧客がJAB又はISMS-ACに登録を希望する場合は、JAB又はI

SMS－ACへの登録を行うとともに、顧客が希望する枚数のマネジメントシステム認証書（以下「認証書」という。）を発行いたします。

- (2) 認証書には、適用規格、認証範囲、認証年月日、有効期限等が明記されます。
- (3) 認証書の有効期間は3年間ですが、移転前認証書の残りの有効期間を継承します。
- (4) BSKは認証書を発行した顧客名、所在地及び認証範囲などを含む登録簿を作成し、定期的に公示する権利を保有します。

2. 1 2 審査費用の請求と納付

BSKは、移転レビューの判定委員会終了時に顧客に認証移転料を請求します。請求に基づき認証移転料の納付をしていただきます。

2. 1 3 審査報告書の取扱い

顧客は、顧客のお客様等から審査報告書の提出を求められた場合は、次の事項を守って下さい。

- (1) 提出は、BSKから送付されたフルセットを基本とします。
- (2) 使用用途を明確にし、配布管理を適切に行って下さい。
- (3) 審査報告書の著作の帰属は、BSKに帰属します。

2. 1 4 IAQG－OASISへの登録（JIS Q 9100 認証の場合）

JIS Q 9100の認証移転にあたっては、認証の条件としてのIAQG－OASISへの登録が義務付けられています。

参考 IAQG－OASISとは、IAQG（国際航空宇宙品質グループ）の合意に基づき、航空宇宙品質マネジメントシステム規格に対して、認証機関が実施した顧客の認証登録に関するデータを、電子的な方法を通じて世界で一元的に把握し、閲覧可能にするために、IAQGが開発し構築したデータベースのことです。

・IAQG: International Aerospace Quality Group

・OASIS: Online Aerospace Supplier Information System

組織がOASISデータベース管理者を特定し、OASISデータベース内で登録しない限り、BSKは認証文書を発行することはできません。

第3章 認定シンボル等及び認証書の取扱い

3. 1 認定シンボル等の使用

J A B の認定シンボル並びに B S K のマーク（以下「認定シンボル等」という。）を使用する場合の遵守事項及び使用条件等については P O 8 0 4 0 1 「認証の引用及びマーク使用規定」の定めによります。

3. 2 認証書の取扱い

3. 2. 1 認証書等の使用禁止

認証を授与された顧客は、次のいずれかに該当する場合、認証書及び認定シンボル等の掲示又は、その他の使用を禁止します。

- (1) 認証の失効、一時停止又は取消し時
- (2) 顧客がマネジメントシステムを変更し、B S K が承認していない場合
- (3) B S K によって改正された規則が遵守されなかった場合
- (4) 認証されたマネジメントシステムに悪影響を及ぼす恐れがあると、B S K が判断した場合

3. 2. 2 認証書の誤用

B S K は、顧客が認証書を不適切に引用又は、誤解を招くような方法で使用した場合は、是正処置の要求又は公表など、必要な処置を講ずることがあります。

認証書の管理に関しては、3. 2 項に加えて、P O 8 0 4 0 1 「認証の引用及びマーク使用規定」も確認して下さい。

第4章 認証の一時停止及び取消し等

4. 1 認証の一時停止

- (1) B S K は、次のいずれかに該当する場合、認証書の有効期限内にあっても、認証を一時停止することがあります。この場合、認証は一时无効となります。
 - ア 顧客のマネジメントシステムがその有効性に関する要求事項を含む認証要求事項に対し、常態化した不適合又は重大な不適合がある場合
 - イ サーベイランス審査又は再認証審査の実施を受入れない場合
 - ウ 顧客が自ら一時停止を希望した場合
 - エ 製品（製品の包装を含む。）に認定シンボル等を表示し、是正処置が講じられるまでの間
 - オ 認証書を誤用し、是正処置が講じられるまでの間
 - カ 合意された期間内に不適合の是正が図られない場合、是正処置が講じられるまでの間
 - キ B S K の「認証ガイド」の規定が遵守されなく、また、その是正処置が講じられるまでの間
 - ク 顧客による意図的な法令違反等、不適切な活動があった場合
- (2) 顧客は認証が一時停止となった場合、認証の引用を含む広告宣伝（ウェブサイト等を含む。）はできません。

4. 2 認証の取消し

- (1) BSKは、次のいずれかに該当する場合は、認証を取消することができます。
 - ア 前4. 1の是正処置が6か月以内に講じられない場合
 - イ 前ア不適合の再発の場合
 - ウ 前4. 1(1)アの場合、要求事項に適合しないこれらの部分が除外されるように顧客の認証範囲を縮小する。
 - エ 支払条件が満たされない場合
 - オ 顧客からBSKによる認証を取り止める旨の申し出があった場合
- (2) 認証の取消しが決定した場合、BSKは直ちに認証書及び認定シンボル等原版を回収し、登録簿から登録を削除します。
- (3) 顧客は認証が取消された場合、認証が引用されている全ての広告物の使用を中止していただきます。
- (4) 顧客は、認証取消し後、改めて認証を希望する場合は、認証申請書を再提出し再審査を受審していただきます。

4. 3 認証書の返却

- (1) 認証書の改定又は再認証により新認証書を受領した場合は、旧認証書をBSKへ返却していただきます。
- (2) 認証の一時停止又は取消しを受けた場合は、認証を引用している全ての宣伝・広告を中止し、BSKへ認証書を返却していただきます。

第5章 審査に対する権利と義務

5. 1 審査に対する協力義務

- (1) BSKの移転レビューを受けるにあたり、顧客はBSKの審査員に対し、認証移転前に実施した初回審査、サーベイランス、再認証審査、変更審査及び特別審査に関連するすべての文書、設備、要員並びに記録類についての提示、立入り、接触及び閲覧を許可していただきます。

5. 2 苦情の記録の閲覧

顧客は、外部から受けたすべての苦情について、適切な是正処置による対策を確立し、その結果及び効果を記録し、管理しなければなりません。BSKの審査員が移転レビューのため訪問したときに必要に応じてそれらの記録を利用できるよう準備をお願いします。

第6章 異議及び苦情の申立て

6. 1 異議申立て

- (1) 顧客が希望する認証に関して、BSKが行った以下の不利な決定について、次に該当する場合は、異議等申立てができます。
 - ア 申請受理の拒否
 - イ 審査段階に進むことの拒否
 - ウ 是正処置の要求
 - エ 認証範囲の変更
 - オ 認証の拒否、一時停止又は取消しに関する決定
 - カ その他認証取得を阻む行為
- (2) 異議申立てにあたっては、申立て案件が発生してから30営業日以内に書面でBSK宛にご提出下さい。BSKの規定により公平かつ客観的に処理します。
(営業日とは、BSKの出勤日をいいます。)
- (3) 異議申立ての処理については、受理、進捗状況及びそれまでに決まった事項の情報を提供します。また、異議申立ての処理が終了した場合、処理終了を正式に申立て者に通知します。

6. 2 苦情申立て

- (1) 苦情とは、BSKの認証活動の利用者が、BSKの活動又はBSKに認証された顧客に関係ある事項に対する不満足等に対するBSKの決定に同意できないことをBSKに対して原則として文書で申立てをすることをいいます。
- (2) 苦情の申立ては、申立て案件が発生してから30営業日以内に書面でBSK宛に提出され、BSKの規定により公平かつ客観的に処理されます。
- (3) 苦情申立ての処理にあたり、顧客に関係する事項の場合、必要に応じて顧客から情報を提供していただく場合があります。

第7章 認証移転後の認証の維持

7. 1 認証の維持

認証移転後の認証の維持審査（航空宇宙移行審査、サーベイランス審査、再認証審査等）並びに維持に関連する本ガイド（認証移転）以外の事項については、次の「マネジメントシステム認証ガイド」を適用します。

GQA00001 品質・航空宇宙品質マネジメントシステム認証ガイド

GE00001 環境マネジメントシステム認証ガイド

GI00001 情報セキュリティマネジメントシステム認証ガイド

お知らせ

当センターが発行するマネジメントシステム認証ガイドの変更については、当センターのホームページ（<http://www.bsk-z.or.jp>）に掲載しています。

G00011 R17

改 定 来 歴

回次	決裁年月日	改定内容	改定 ページ	作成	システム 審査部	審査 業務部	センター 長	常務 理事
R01	08-02-29	新規制定	—	松岡	寺尾	石川	青野	千本木
R02	08-05-12	誤記訂正：目次(2.9、2.12、2.13、 第4章、4.1、4.3、第5章、第6 章、第7章、7.1)、本文(2.12、 2.13、5.1) 追加：目次(2.12)、本文(2.12)	2、6、7、8	小室 松岡	寺尾	石川	青野	千本木
R03	08-06-24	文書管理規定改定による。 表紙に改訂年月日記載、頁番号 の変更 誤記訂正：6.1(1)エをカに、お知 らせ中、認証リストを登録簿に。	全頁	小室 松岡	寺尾	石川	青野	千本木
R04	11-04-22	財団法人「日本適合性認定協会」 は「公益財団法人 日本適合性認 定協会」へ、「財団法人 日本情 報処理開発協会」は「一般財団 法人 日本情報経済社会推進協 会」への組織名称変更	3	榎	下口	福岡	伴野	青野
R05	12-04-02	1. 改定日記入（理由：記入漏 れ JAB N04不適合の修 正） 2. 「(財) 防衛調達基盤整備協 会」を「公益財団法人 防衛基盤 整備協会」に変更（理由：名称 変更）	1 1	松岡	下口	福岡	伴野	伴野
R06	12-06-04	1. 財団法人 防衛調達基盤整備協 会⇒公益財団法人 防衛基盤整備 協会に変更する(訂正洩れ) 2. JISQ10011に従い 、レビューを 行います。“19011”を削除 3. 適用する規格の版数を最新版 に変更する。 ①JIS Q 9001:2000⇒2008 ②JIS Q 9100:2004⇒2009 4. 2.3認証移転申請(7)を追加 (発行元認証機関と連絡) 5. 2.5.3訪問によるレビュー 審査⇒レビューに変更 6. 目次のページ変更	3 3 3 4 5 2	北口	下口	福岡	伴野	伴野
R07	12-11-30	SJAC9104-1の反映 1) 1.2用語の定義に「訪問による レビュー又は審査」を追記 2) 「又は審査」を追記 1.1、第2章、2.1、2.5、2.5.2、 2.5.3、2.7.2、2.8 3) SJAC9104-1の要求事項追記 2.1(3)(7)、2.7.1(3)、 2.7.2(4)、2.14 4) 目次の項目、ページ変更	3 3, 5, 6, 7 4, 6, 7, 8 2	松岡 是永	下口	福岡	伴野	伴野

G00011 R17

改 定 来 歴

回次	決裁年月日	改定内容	改定 ページ	作成	システム 審査部	審査 業務部	センター 長	常務 理事
R08	13-02-06	1) 4. 用語の定義の追加（移転レビューとAQMS認証の移転に伴う特別審査の定義、他） 2) 2. 1レビュー又は審査項目：移転レビューとAQMS認証の移転に伴う特別審査に区分、2段階審査方式記述 3) 2. 7不適合の取扱い：不適合の取扱いを未完結不適合とBSK指摘不適合に区分 4) 上記により目次変更 (JAB不適合CM023SR12-CAR-101の是正処置)	3, 4 4, 5, 6 7, 8 2	松岡	下口	福岡	伴野	伴野
R09	13-02-18	1) 2. 0認定移転対象を追加 2) 2. 7. 1発行元認証機関から指摘された未完結不適合：(2), (3)を併せて(2)とし、AQMS認証の移転に伴う特別審査の場合、発行元認証機関から指摘された不適合のうち、未完結のものがあり、発行元認証機関がその活動を停止する又は是正処置を完了することができない場合の処置について記述 3) 上記により目次変更 (JAB不適合CM023SR12-CAR-101の是正処置)	4, 5 9 2	松岡	下口 北口	福岡	伴野	伴野
R10	13-12-16	1 認証書の管理について、認証の引用及びマークの使用規定も参照することを明記した。 2 項目番号等誤記訂正	11 5, 6, 13	小室	下口 松岡 北口	是永	伴野	伴野
R11	14-12-25	1. SJAC9101Eの反映 1) 2. 1. 2. 1 1段階審査方式の場合の審査項目の変更 2) 2. 1. 2. 2 2段階審査方式の2段階審査の審査項目の変更 2. AQMS2段階審査方式の1段階審査の審査項目明確化 1) 2. 1. 2. 2(2) 3. 上記による目次の頁変更	6 7 7 2	松岡	下口 北口	是永	下口	伴野
R12	15-01-23	1. 移転対象をより明確にした。 2. 認証移転に際し、組織に提出いただく資料を明確にした。 3. 上記による目次の頁変更	4 8 2	北口	下口 染宮 牛島 松岡	是永	下口	伴野

G00011 R17

改定来歴

回次	決裁年月日	改定内容	改定 ページ	作成	システム 審査部	審査 業務部	センター 長	常務 理事
R13	15-03-30	1. 2.5.3項(4) : AQMS審査時にSJAC9101様式審査報告書の記入をする場合、「審査報告書記入(SJAC9101様式を含む)」時間を審査計画書で明確にすることを追記。AQMS審査時に「SJAC9101様式記入」時間を設定し、様式の記入を実施することを追記。 (SJACの様式記入時間を審査計画書上で明確にする。 JAB指摘CMO23S14-NC/CAR-301対応) 2. 目次の頁変更 (1項の追記による)	9, 10 2	松岡	下口 北口	是永	下口	伴野
R14	15-10-29	1. マネジメントシステムの表記を全角にし、不適切な引用(JIS Q 17011は認証機関が認定を受ける場合に関係する要求事項)を削除。 2. AQMSでSJAC9104-1発行後の移転で、是正処置を完了できない場合の表現を変更。 3. 移転対象とするJIS Q 27001規格の版を見直し 4. 参照する項目の誤記修正	3 4 5 6	北口	下口 染宮 牛島 松岡	是永	下口	伴野
R15	16-12-20	1. JIS Q 9001 : 2015、JIS Q 9100 : 2016、JIS Q 14001 : 2015の適用 2. (2) SJAC 9101F 様式 1 の適用に伴う記述の追加変更 3. SJAC 9101F 4. 2. 1項変更に伴う記述追加変更 4. JIS Q 9100 : 2016適用に伴う事前調査表F-P090201-61～64の追加変更	P5 P6, P7 P6, P7 P8	林	下口 北口 松岡	是永	下口	伴野
R16	17-02-15	内部監査指摘(C16-定1-1-01)に基づく水平展開による改定 A-1/3～A-3/3のレビュー番号修正及び総ページ数修正のための改定	全	小室	下口	是永	下口	伴野
R17	17-05-31	認定機関の名称変更に伴う改定 「JIPDEC」→「ISMS-AC」	4 9 13	小室 小嶋	下口 牛島	是永	下口	伴野
R18	25-03-31	1. SJAC9104-1 Resolution Log No. 166により、AQMS認証移転で、12ヶ月以内に有効期限が満了する場合に第1段階および第2段階審査を実施する要求がなくなったための改定 ・以下項目の削除 2. 1. 3. 2 2段階審査方式の場合 2. その他 ・以下の不要項目の削除 2. 1. 2 AQMS認証の移転に伴う特別審査の審査項目(SJAC 9101E適用) ・目次の頁を修正	7 5 2	菅野	近藤 朝田	小森園 税田	高橋	